

事務連絡
令和2年7月31日

都道府県
各 指定都市 介護保険担当主管部（局）御中
中核市

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室
厚生労働省老健局高齢者支援課
厚生労働省老健局振興課
厚生労働省老健局老人保健課

高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検について

高齢者施設における平時の対応等については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）」（令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）、「高齢者施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について」（令和2年6月30日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡）等で示しているところです。

全国各地において、新型コロナウイルスの感染者が増加傾向にあり、高齢者施設においては、引き続き新型コロナウイルスを施設に持ち込まない、広めないための対策の徹底が必要です。

このためには、普段からの健康管理が重要であり、施設関係者に新型コロナウイルス感染者や濃厚接触者が出たことを想定したシミュレーションを事前に行っておくことも有用です。

今般、別添「高齢者施設における施設内感染対策のための自主点検実施要領（実施要領）」（以下「実施要領」という。）に基づき、各施設における自主点検を行いますので、下記に従い、管下の施設に対して実施要領を送付し、自主点検を促していただけますようお願いいたします。

また、各施設の「自主点検チェックリスト」提出状況について、別紙1～3により、令和2年9月4日（金）までに報告いただけますようお願いいたします。

記

1. 実施要領の送付先

○ 都道府県は別紙1、指定都市及び中核市は別紙2に記載の種類の管下施設に

対して、実施要領を送付し、自主点検を促すこと。

- 都道府県は、管下市町村に対し、市町村が指定権者である別紙3に記載の類
型の管下施設への実施要領の送付を依頼すること。
- サービス付き高齢者向け住宅宛の送付にあたっては、住宅部局と協力し、遺
漏ないよう対応すること。
- 施設への実施要領送付方法については、各自治体の方法によるものとする。

2. 施設からの自主点検チェックリストの提出先、提出方法

- 各施設からの自主点検チェックリストの提出先については、実施要領を送付
した自治体に提出するものとする。
- 各施設から自治体への提出方法は、各自治体が示す方法により行うこと。
- ただし、各施設から添付様式のエクセルファイルにて提出を受け付ける場合
は、別途下記メールアドレスにも送付するよう、施設に伝えること。

【送付先】厚生労働省老健局 自主点検担当

メールアドレス：roukenshishetsu@mhlw.go.jp

この時、

- ・ファイル名は「自主点検チェックシート (●●)」※●●は施設名称
 - ・メールの件名は、「自主点検チェックシート」
- としていただくよう合わせて伝えてください。

3. 自治体におけるとりまとめ

- 自治体は、別紙1～3により、施設類型毎に、実施要領を送付した施設数、
自主点検チェックリストが提出された施設数をとりまとめること。

4. 自治体からの別紙1～3の提出先、提出方法

- 都道府県は、市町村が管下施設についてとりまとめた別紙3を受領すること。
(市町村は管下施設についてとりまとめた別紙3を都道府県に送付する。)
- 都道府県は、市町村から提出された別紙3と、管下施設についてとりまとめ
た別紙1を、下記提出先までメールにて送付すること。
※ 別紙3については、各市町村から提出されたファイルをそのまま送付し
てください。集計等を行う必要はありません。
- 指定都市及び中核市は、管下施設についてとりまとめた別紙2を、下記提出
先までメールにて送付すること。

【提出先】

厚生労働省老健局老人保健課 老人保健施設係

メールアドレス：roukenkahourei@mhlw.go.jp

(※上記の施設からの送付先と異なりますので注意してください。)

提出いただく際、

・ファイル名は「実施状況（●●県■■市）」

※●●は都道府県名、■■は市町村名

・メールの件名は、「自主点検実施状況」

としてください。

【提出期限】

令和2年9月4日（金）

5. 都道府県・指定都市・中核市からの問い合わせ先

令和2年8月4日から8月31日は問い合わせ窓口を設置していますので、都道府県・指定都市・中核市のご担当者におかれては、下記の問い合わせ先にご連絡ください。

【問い合わせ先】

厚生労働省老健局 自主点検問い合わせ窓口

03-5253-1111（内線 3907、3807）

（受付時間は平日 9：30～18：15）